

マイナンバーを利用する障害福祉の各種手続きでは、個人番号の記入が必要になります。

【申請者本人または家族が手続きする場合】

◎窓口で手続きする場合

- 申請者(対象者が児童の場合は対象児童と申請者)の「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「通知カード(注)と身元確認書類(裏面参照)」をお持ちください。

【マイナンバーカード(原本)】



※マイナンバーカードは、通知カード(注)とともに送付される個人番号カード交付申請書により申請すると交付される顔写真付きのカードです。

または

【通知カード】



【身元確認書類】(氏名・住所・生年月日のうち、2つ以上の記載が必要)

- いずれか1点(5ペーパー(1)①から1点)
- 運転免許証
  - 療育手帳
  - パスポート
  - 在留カード
  - 身体障害者手帳
  - 写真付き精神障害者保健福祉手帳
  - 写真付き住民基本台帳カードなど

- 左記の身元確認書類がない場合は、次のうちいずれか2点(5ペーパー(1)②から2点)
- 資格確認証
  - 公共料金の領収書
  - 資格証明書
  - 顔写真なしの社員証など

◎郵送で手続きする場合

- 「マイナンバーカード(両面)」の写しまたは「通知カード(注)と身元確認書類」の写しを同封してください。送付いただいた写しは、確認後シュレッダー等で確実に破棄します。

※番号確認書類、身元確認書類の原本を送付しないでください。

- 個人番号カード等を複写する際は、コピー機への置き忘れ、紛失等にご注意ください。
- 重要な個人情報であるため、郵送で提出される場合は簡易書留での郵送をお勧めします。

【代理人が手続きする場合】次の①～③を各1点ずつお持ちください。

①代理権の確認書類(委任状、申請者本人の運転免許証、申請者本人のパスポート、申請者本人の資格確認証など)

※委任状については、委任する者(捺印)、委任される者、委任する内容のわかる任意の様式

②代理人の身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

③申請者本人のマイナンバー確認書類(本人のマイナンバーカードの写し、本人の通知カード(注)の写し)

※【個人番号欄を空欄で申請いただいた場合】

個人番号欄が空欄の場合や確認書類に不備等があった場合には、福祉課で個人番号を確認のうえ、申請書に記入させていただきます。

(注) 通知カード・・・氏名、住所等が住民票記載事項と一致していない場合、本人の個人番号確認書類として、住民票の写し(個人番号有)又は住民票記載事項証明(個人番号有)が必要になる。

## マイナンバー制度 本人確認書類一覧

### 1 本人が来庁した場合の本人確認

#### (1) 本人の身元確認書類

##### ① 1点確認書類

マイナンバーカード (個人番号カード)	療育手帳	写真付き 身分証明書
運転免許証	在留カード	写真付き 社員証
運転経歴証明書 (H24.4.1以降発行のもの)	特別永住者証明書	写真付き 資格証明書
旅券	写真付き 住民基本台帳カード	戦傷病者手帳
身体障害者手帳	税理士証票	介護支援専門員証
写真付き 精神障害者保健福祉手帳	写真付き 学生証	

##### ② 2点確認書類

介護保険の被保険者証	住民票の写し	自立支援医療受給者証 (更生医療・育成医療・精神通院)
健康保険日雇特例被保険者手帳	住民票記載事項証明書	養育医療券
共済組合の組合員証	母子健康手帳	重度障害者医療費助成受給者証
私立学校教職員共済制度の加入者証	特別徴収税額通知書	老人医療費助成受給者証
児童扶養手当証書	納税通知書	子どもの医療受給者証
特別児童扶養手当証書	源泉徴収票	ひとり親家庭等医療費助成受給者証
精神障害者保健福祉手帳(写真なし)	支払通知書	妊娠婦医療費受給者証
身分証明書(写真なし) (生活保護の被保護者証明書含む)	特定口座年間取引報告書	精神障害者医療費受給者証
学生証(写真なし)	住民基本台帳カード(写真なし)	国民健康保険限度額適用認定証
社員証(写真なし)	施設型給付費・ 地域型保育給付費等の支給認定証	国民健康保険限度額適用・ 標準負担額減額認定証
資格証明書(写真なし)	年金証書	国民健康保険特定疾病療養受療証
地方税・国税・社会保険料・公共料金の 領収書	障害福祉サービス受給者証	後期高齢者医療限度額適用・ 標準負担額減額認定証
印鑑登録証明書	地域生活支援事業給付費 支給対象者登録証	後期高齢者医療特定疾病療養受療証
戸籍の付票の写し(謄本・抄本)	地域相談支援助受給者証	特定疾患医療受給者証
資格確認書		

#### (2) 本人の個人番号確認書類

個人番号カード	通知カード(注)	住民票の写し(個人番号有)
住民票記載事項証明(個人番号有)		

(注) 通知カード…氏名、住所等が住民票記載事項と一致している場合に限り、確認書類として使用できる。